

(2) 民生

①事務名 身体障害者手帳の交付

(ア)分野	民生	(イ)担当課	健康福祉部	障がい福祉課
(ウ)関係法令	身体障害者福祉法			
(エ)制定した条例	—		資料	—
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①身体障害者手帳交付申請の内容を審査し、障害認定を行い手帳を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規交付 720 件 <p>②身体障害者手帳の障害の程度に変更があった場合の申請内容を審査し、障害等級の変更を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・程度変更 315 件 <p>③身体障害者手帳の亡失などの際に、手帳の再交付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再交付 107 件 			
(カ)事務フロー	<p style="text-align: center;">＜交付の流れ＞</p> <p>申請受付 身体障害者福祉法第15条第1項に規定の指定医師が作成した診断書を添付して申請</p> <p>↓</p> <p>書類審査 市（障がい福祉課）障害者認定基準に基づく認定審査</p> <p>↓</p> <p style="text-align: center;">※診断書の内容に疑義がある場合 障害に該当しないと見込まれる場合</p> <p>↓</p> <p style="text-align: center;">社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会審査部会へ諮問</p> <p>↓</p> <p style="text-align: center;">市（障がい福祉課）へ答申</p> <p>交付決定 申請者に手帳交付 ※障害に該当しない場合は却下通知</p>			

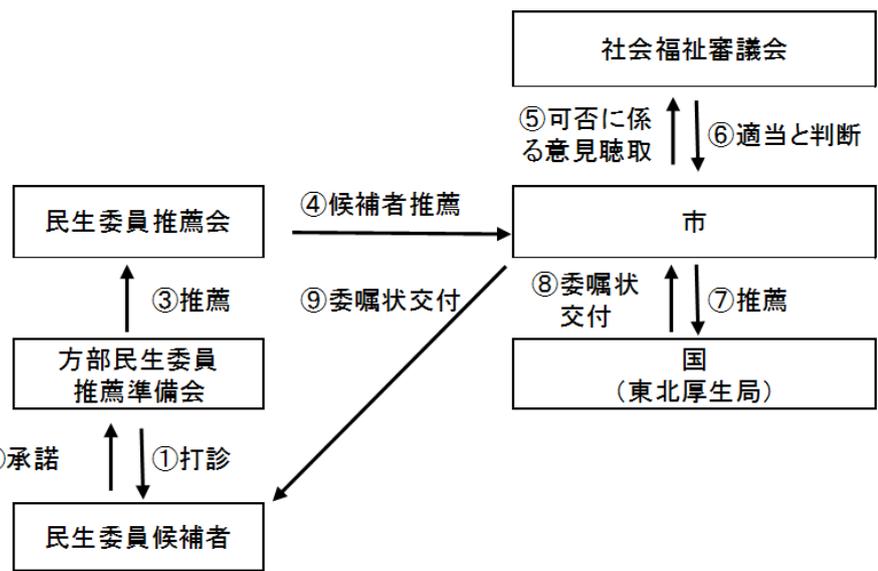
<p>(キ) 想定した効果</p>	<p>①迅速化</p> <p>市で申請を受付け、県で認定し作成した身体障害者手帳を、市の窓口で交付しており、交付まで50日程度要しているが、移行後は市で認定、手帳の作成ができるようになるため、交付までの期間が1～2週間程度短縮できる見込みである。</p> <p>手帳紛失等による再交付の場合は、3週間程度を要しているが、交付までの期間が1～2週間程度短縮できる見込みである。</p> <p>【申請フロー】</p> <p>(移行前) 市障がい福祉課→県障がい者総合福祉センター</p> <p>(移行後) 市障がい福祉課</p>
<p>(ク) 平成30年度の効果</p>	<p>①迅速化</p> <p>市で申請を受付け、県が交付していた身体障害者手帳の事務が一元化されるため、手帳交付までの期間が短縮され、障害サービスを必要とする方へ速やかな提供が可能となった。</p> <p>ア新規交付・程度変更</p> <p>(移行前) 50日 ↓ (移行後) 20日</p> <p>イ再交付</p> <p>(移行前) 21日 ↓ (移行後) 7日</p>

②事務名 母子父子寡婦福祉資金の貸付

(ア)分野	民生	(イ)担当課	こども未来部 こども政策課
(ウ)関係法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法		
(エ)制定した条例	—		資料 —
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①母子、父子、寡婦福祉資金の貸付、償還を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新規貸付 14人（母子13、父子1）</u> ・ <u>貸付等相談実人数 177人</u> ・ <u>償還相談 948件（母子922、寡婦26）</u> ・ <u>家庭訪問 190件</u> 		
(カ)事務フロー	<p style="text-align: center;">＜貸付の流れ＞</p> <p style="text-align: center;">事前相談 ↓ 申請受付 ↓ 審査の事前審査 ↓ 貸付審査会（貸付の可否判断） ↓ 申請者への決定・不決定の通知</p>		
(キ)想定した効果	<p>①迅速化</p> <p>貸付の事務が一元化されるため、手続きの迅速化が図られる。これまで市が行ってきたひとり親に対する事業や子育て事業などと併せて一体的なサービス提供が可能となる。</p>		

<p>(ク) 平成 30 年度 の効果</p>	<p>①迅速化 貸付事務の全てが市に移譲されたことで、県への進達事務がなくなり、相談から申請、審査会の決定を経て支払までの期間が短縮された。 (移行前) 8 週間 ↓ (移行後) 6 週間</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 自立支援員による面接相談指導により、申請者が現実的に進路や生活設計を考えることができ、実現可能な償還計画の作成につながった。 申請者の生活状況を踏まえたきめ細かな対応ができ、状況に応じて社会福祉協議会等の貸付制度へのつなぎや女性相談、家庭児童相談などの相談機関につなぐなど、申請者のニーズに合った支援が可能となった。</p>
<p>(ケ) 市民・事業者 の声</p>	<p>申請者から「相談時点から連絡を取り合えたことで、貸付相談が円滑に進み、入学金の支払日に間に合わせることで助かった」「市民に身近な市役所が申請相談から償還まで一貫した貸付事務を行うようになったため、父子家庭でも安心して気軽に相談することができた」「これまでは償還における家庭訪問の日程調整等が難しかったが、迅速に対応してもらえるようになり利便性が向上した」との声が聞かれた。</p>
<p>(コ) 課題(現状) 及び今後の取り組み</p>	<p>貸付決定時の償還計画の成立判断が難しいケースがあるが、児童と面接を行い、学校に対する意欲や将来の展望等を聞き取り、連帯借主としての意識付けを行うことを重点的に行い貸付の判断にいかしていく。</p>

③事務名 民生委員の定数決定、厚生労働大臣への推薦、指揮監督

(ア)分野	民生	(イ)担当課	健康福祉部 地域福祉課
(ウ)関係法令	民生委員法		
(エ)制定した条例	福島市民生委員の定数を定める条例		資料 P6
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①民生委員の定数を決定し、条例に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員数 583人（定数586人） <p>※令和元年12月1日の一斉改選に向けて定数調査を実施</p> <p>②厚生労働大臣に民生委員候補者の推薦を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の推薦 8件 <p>③民生委員に対する研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中堅民生委員研修 1回 		
(カ)事務フロー	<p style="text-align: center;">＜民生委員委嘱までの流れ＞</p>  <pre> graph TD A[民生委員候補者] -- ①打診 --> B[方部民生委員推薦準備会] B -- ②承諾 --> A B -- ③推薦 --> C[民生委員推薦会] C -- ④候補者推薦 --> D[市] D -- ⑤可否に係る意見聴取 --> E[社会福祉審議会] E -- ⑥適当と判断 --> D D -- ⑦推薦 --> F[国 (東北厚生局)] F -- ⑧委嘱状交付 --> D D -- ⑨委嘱状交付 --> G[民生委員候補者] </pre>		
(キ)条例制定時に想定した効果	<p>①迅速化</p> <p>通常、県に推薦してから決定するまでに要する期間は1～2か月程度である。</p> <p>中核市移行後は、県を経由せず国に推薦できるようになることから、2～3週間程度の期間短縮が期待される。</p>		

<p>(ク) 平成 30 年度 の効果</p>	<p>①迅速化 中核市移行前は、市から県を経て国へ推薦していたため、委嘱までの期間が約 1 ～ 2 か月程度あった。移行後は、市から国へ直接推薦できるため、委嘱までの期間が約 3 週間と短縮され、民生委員不在による活動の中断について改善された。</p> <p>②地域の実情を踏まえた対応（地域の意見の反映） 3 年に 1 度の一斉改選の際に各地区の民生委員の配置にかかる要望調査を行い、県へ要望するも、県内自治体の中で調整となることから要望どおりの配置を行うことができなかった。中核市移行後は各地区の要望を反映しやすくなり、令和元年 1 2 月 1 日の一斉改選に向け、地域の実情にあった定数を反映させた条例改正をした。(平成 3 1 年 3 月議会)</p>
<p>(ケ) 課題（現状）及 び今後の取り組み</p>	<p>見守り対象の高齢者の増加、民生委員の負担増加などによる、なり手不足の状況で、一度欠員になるとなかなか次の候補者を見つけられない地区もあることから、地域の実情に合わせた定数の設定と地域への働きかけや広報により民生委員活動の周知を行っていくとともに、民生委員依頼業務を見直すことにより、民生委員の負担軽減を図っていく。</p>

④事務名 保育所、幼保連携型認定こども園の設置認可、指導監査

(ア)分野	民生	(イ)担当課	こども未来部 幼稚園・保育課 こども政策課
			健康福祉部 地域福祉課
(ウ)関係法令	①児童福祉法		
	②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
(エ)制定した条例	①福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	資料	P14
	②福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	資料	P15
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①児童福祉施設（保育所、母子生活支援施設）、幼保連携型認定こども園の設置認可、指導監査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可 2件（保育所2） ・指導監査 68件（認可保育所61、幼保連携型認定こども園6、母子生活支援施設1） <p>②認可外保育所の届出を受理し、指導監督を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出 2件（認可外保育施設2） ・立入調査 36件（認可外保育施設36） <p>③市の条例で設備及び運営に関する基準を定める。（上記条例）</p>		
(カ)事務フロー	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><保育所、幼保連携型認定こども園の認可></p> <p>事前協議 ↓ 認可申請 ↓ 書類審査及び現地確認 ↓ 社会福祉審議会での意見聴取 ↓ 認可</p> <p><認可外保育所の指導監督></p> <p>事前指導 ↓ 届出受理 ↓ 立入調査 ↓ 指導監督基準を満たす旨の証明書 交付</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><指導監査></p> <p>計画的な実地指導の実施 (実地指導→指導結果通知→改善報告の提出)</p> <p>※要確認情報がある場合 ↓ 監査の実施及び行政上の措置 (立入調査→勧告→改善報告の提出)</p> </div> </div>		

<p>(キ) 条例制定時に 想定した効果</p>	<p>①迅速化 市で形式的な審査（記載漏れチェック、添付書類の確認）をした後に、県で書類審査と図面をチェックし認可要件に適合するかを審査しており、認可まで2か月程度要しているが、移行後は市で認可できるようになるため、県への送達や二重の審査の省略が図られ、認可までの期間が1週間程度短縮できる見込みである。</p> <p>【申請フロー】 （移行前）市こども育成課→県北保健福祉事務所→県子育て支援課 （移行後）市こども育成課（現 幼稚園・保育課）</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 指導監査を行い、実態の詳細な把握が可能になることから、ニーズを踏まえたよりきめ細かな指導につながる。</p> <p>③独自の取り組み 利用者に広く周知すべき運営規程に個人情報の取扱いに関する事項を盛り込むよう規定することにより、従業員及び利用者により一層の意識付けがなされ、適正な運営につなげることが可能となる。</p>
<p>(ク) 平成30年度 の効果</p>	<p>①迅速化 県への送達や県、市の二重の審査の省略が図られ、認可までの期間が1週間程度短縮できた。＜60日→53日＞</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 指導監査を行い、実態の詳細な把握が可能になることから、ニーズを踏まえたよりきめ細かな指導につながった。市役所窓口で、市民から相談・苦情のあった内容を施設実査に反映させることができた。</p> <p>また、県では2年に1回指導監査を実施していたが、市では1年に1回全施設の指導監査等を実施し、よりきめ細かな指導を行った。</p> <p>認可外保育所で園児の事故が発生した際には、公立保育所保育士等による保育マニュアルの作成支援や公立保育所での実地研修受け入れを実施し、事故後の施設再開の支援を行った。</p> <p>③独自の取り組み 利用者に広く周知すべき運営規程に個人情報の取扱いに関する事項を盛り込むよう規定することにより、従業員及び利用者により一層の意識付けがなされ、適正な運営につなげることができた。</p>
<p>(ケ) 市民・事業者の 声</p>	<p>事業者から「従前、県において隔年で実施していたものを、毎年度市が実施することにより、より指導監督の重要性を感じた」との声が聞かれた。</p>
<p>(コ) 課題（現状）及 び今後の取り組み</p>	<p>地域福祉課（法人監査係）が組織・運営・会計面を、こども育成課、こども政策課が処遇・報酬面を分担して監査をしていたが、福祉監督業務の一元化と実効性、監査効果の向上を図るため、令和元年度から地域福祉課に福祉監査室を新設し対応することとした。</p> <p>福祉監査室新設に伴い、監査の質の向上が課題であるが、研修等の実施によりスキルアップを図っていく。</p>

⑤事務名 特別養護老人ホーム等の設置認可、指導監査

(ア)分野	民生	(イ)担当課	健康福祉部 長寿福祉課
			健康福祉部 地域福祉課
(ウ)関係法令	老人福祉法、社会福祉法、介護保険法		
(エ)制定した条例	①福島市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例		資料 P17
	②福島市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例		資料 P18
	③福島市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例		資料 P19
	④福島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例		資料 P24
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①養護老人ホームの認可、指導監査を行う。 ・認可 0件、指導監査 0件</p> <p>②特別養護老人ホームの認可、指導監査を行う。 ・認可 1件、指導監査 8件</p> <p>③軽費老人ホームの許可、指導監査を行う。 ・許可 0件、指導監査 6件</p> <p>④介護老人保健施設の許可、指導監査を行う。 ・許可 0件、指導監査 0件</p> <p>⑤市の条例で人員、設備及び運営等に関する基準を定める。(上記条例)</p>		
(カ)事務フロー	<p><養護老人ホーム等の認可></p> <p>事前相談 ↓ 申請受理 ↓ 書類審査及び現地確認 ↓ 認可 ↓ 認可書交付</p>	<p><指導監査></p> <p>集団指導の実施 ↓ 計画的な実地指導の実施 (実地指導→指導結果通知→改善報告の提出) ※要確認情報がある場合 ↓ 監査の実施及び行政上の措置 (立入検査→勧告→改善報告の提出)</p>	
(キ)条例制定時に想定した効果	<p>①迅速化</p> <p>県北保健福祉事務所で受付・書類確認をした後に、県高齢福祉課で審査を行っており、認可まで1か月程度要しているが、移行後は市で認可できるようになるため、送達等が省略され、認可までの期間が3日程度短縮できる見込みである。</p> <p>【申請フロー】 (移行前) 県北保健福祉事務所→県高齢福祉課 (移行後) 市長寿福祉課</p>		

	<p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 養護老人ホーム等について、市の条例で設備及び運営の基準を定める。また、指導監査を行い、実態の詳細な把握が可能になることから、ニーズを踏まえたきめ細かな指導につながる。</p> <p>③独自の取り組み 利用者に広く周知すべき運営規程に虐待防止に関する事項を盛り込むよう規定することにより、従業員への虐待防止についての意識付けをし、利用者の保護と虐待の予防につなげていくことが可能となる。 また、個人情報の取扱いに関する事項についても同様に規定することにより、従業員及び利用者により一層の意識付けがなされ、適正な運営につながると考えられる。</p>
<p>(ク)平成 30 年度の 効果</p>	<p>①迅速化 これまで、県北保健福祉事務所で受付・書類確認をした後に、県高齢福祉課で審査を行っていたが、市が受付から審査までを一元的に対応するようになったことで、手続きがスムーズになり申請者への説明、助言等の対応をきめ細かく行うことができた。 審査中に書類訂正や助言等が必要な件について、ワンストップで受付～審査を行うことで、移行前と比べ2～3日程度の迅速化が図られた。</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 指導監査を行い、実態の詳細な把握が可能になることから、ニーズを踏まえたよりきめ細かな指導につながった。 また、電話等により市民から相談・苦情のあった内容等を施設実査に反映させることができた。</p> <p>③独自の取り組み 市の条例で利用者に広く周知すべき施設の運営規程に、虐待防止に関する事項を盛り込むとしたことで、従業員への虐待防止についての意識付けが進むとともに、利用者の保護と虐待の予防につなげることができた。また、個人情報の取扱いに関する事項についても同様に規定することにより、従業員及び利用者により一層の意識付けがなされ、適正な運営につながった。</p>
<p>(ケ)市民・事業者 の声</p>	<p>事業者から「給付事務等を担当している市とはより身近な関係であることから、法解釈の説明や現場での対応等、丁寧かつ迅速に対応してもらった」との声が聞かれた。</p>
<p>(コ)課題(現状)及 び今後の取り組み</p>	<p>①法、制度の解釈等に関する技術的水準の向上が課題であり、対応ケースの積み上げと担当職員間での共有を図ること等で、対応力の向上を図っていく。</p> <p>②指導監査については、地域福祉課(法人監査係)が組織・運営・会計面を、長寿福祉課が処遇・報酬面を分担して行っていたが、福祉監督業務の一元化と実効性、監査効果の向上を図るため、令和元年度から地域福祉課に福祉監査室を新設し対応することとした。</p>

⑥事務名 指定居宅サービス事業者等の指定、実地指導

(ア)分野	民生	(イ)担当課	健康福祉部	長寿福祉課
			健康福祉部	地域福祉課
(ウ)関係法令	介護保険法			
(エ)制定した条例	①福島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例		資料	P 20
	②福島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例		資料	P 21
	③福島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例		資料	P 22
	④福島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例		資料	P 23
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①指定居宅サービス事業所の指定、実地指導を行う。 ・指定 14 件、変更 232 件 ・実地指導 47 件</p> <p>②指定居宅介護支援事業所の指定、実地指導を行う。 ・指定 5 件、変更 128 件 ・実地指導 21 件</p> <p>③指定介護予防サービス事業所の指定、実地指導を行う。 ・指定 7 件、変更 72 件 ・実地指導 51 件</p> <p>④指定介護老人福祉施設の指定、実地指導を行う。 ・指定 1 件、変更 35 件 ・実地指導 8 件</p> <p>⑤市の条例で人員、設備及び運営に関する基準等を定める。(上記条例)</p>			
(カ)事務フロー	<p><居宅サービス事業所等の指定></p> <p>事前相談 ↓ 申請受付 ↓ 書類審査及び現地確認 ↓ 指定の決定 ↓ 事業所への通知</p>		<p><実地指導等></p> <p>集団指導の実施 ↓ 計画的な実地指導の実施 (実地指導→指導結果通知→改善報告の提出) ※要確認情報がある場合 ↓ 監査の実施及び行政上の措置 (立入検査→勧告→改善報告の提出)</p>	
(キ)条例制定時に想定した効果	<p>①迅速化</p> <p>県北保健福祉事務所で受付・書類確認をした後に、県介護保険室で審査を行っており、指定まで3週間程度要しているが、移行後は市で指定できるようになるため、送達等が省略され、指定までの期間が、3日程度短縮できる見込みである。</p> <p>【申請フロー】</p> <p>(移行前) 県北保健福祉事務所→県介護保険室</p> <p>(移行後) 市長寿福祉課</p>			

	<p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 指定居宅サービス事業所等について、市の条例で人員、設備及び運営の基準を定める。また、実地指導を行い、実態の詳細な把握が可能になることから、ニーズを踏まえたきめ細かな指導につながる。</p> <p>③独自の取り組み 利用者に広く周知すべき運営規程に虐待防止に関する事項を盛り込むよう規定することにより、従業員への虐待防止についての意識付けをし、利用者の保護と虐待の予防につなげていくことが可能となる。 また、個人情報の取扱いに関する事項についても同様に規定することにより、従業員及び利用者により一層の意識付けがなされ、適正な運営につながると考えられる。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度 の効果</p>	<p>①迅速化 これまで、県北保健福祉事務所で受付・書類確認をした後に、県介護保険室で審査を行っていたが、受付から審査までを一元的に対応するようになったことで手続きがスムーズになり、申請者への説明、助言等の対応をきめ細かく行うことができた。 審査中に書類訂正や助言等が必要な件について、ワンストップで受付～審査を行うことで、移行前と比べ2～3日程度の迅速化が図られた。</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 実地指導を行い、実態の詳細な把握が可能になることから、ニーズを踏まえたよりきめ細かな指導につながった。また、電話等により市民から相談・苦情のあった内容を施設・事業所実査に反映させることができた。 これまで、指定介護サービス事業等については、約10年に1回の頻度の実地指導だったが、本市は6年に1回の実地指導の周期としたことから、法解釈の齟齬の改善が期待され、また、一層の牽制効果があるものと認識している。</p> <p>③独自の取り組み 市の条例で利用者に広く周知すべき施設の運営規程に、虐待防止に関する事項を盛り込むとしたことで、従業員への虐待防止についての意識付けが進むとともに、利用者の保護と虐待の予防につなげることができた。また、個人情報の取扱いに関する事項についても同様に規定することにより、従業員及び利用者により一層の意識付けがなされ、適正な運営につながった。</p>
<p>(ケ) 市民・事業者 の声</p>	<p>事業者から「給付事務等を担当している市とはより身近な関係であることから、法解釈の説明や現場での対応等、丁寧かつ迅速に対応してもらった」との声が聞かれた。</p>
<p>(コ) 課題(現状) 及び 今後の取り組み</p>	<p>①法、制度の解釈等に関する技術的水準の向上が課題であり、対応ケースの積み上げと担当職員間での共有を図ること等で、対応力の向上を図る。</p> <p>②実地指導については、地域福祉課(法人監査係)が組織・運営・会計面を、長寿福祉課が処遇・報酬面を分担して行っていたが、福祉監督業務の一元化と実効性、監査効果の向上を図るため、令和元年度から地域福祉課に福祉監査室を新設し対応することとした。</p>

⑦事務名 指定障害福祉サービス事業者等の指定、実地指導

(ア)分野	民生	(イ)担当課	健康福祉部	障がい福祉課	
			健康福祉部	地域福祉課	
(ウ)関係法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				
(エ)制定した条例	①福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例			資料	P 8
	②福島市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例			資料	P 9
	③福島市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例			資料	P 10
	④福島市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例			資料	P 11
	⑤福島市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例			資料	P 12
	⑥福島市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例			資料	P 13
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①指定障害福祉サービス事業者の指定、実地指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定 314 件 (新規 23、変更 233、廃止 9、休止 1、更新 48) ・実地指導 72 件 <p>②指定障害者支援施設等の指定等、指導監査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定 20 件 (変更 15、更新 5) ・指導監査 2 件 <p>③市の条例で人員、設備及び運営等に関する基準等を定める。(上記条例)</p> <p>※平成 31 年 3 月現在、本市に福祉ホームはなし。</p>				
(カ)事務フロー	<p><指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の指定></p> <p>事前相談 ↓ 申請受理 ↓ 書類審査及び現地確認 ↓ 県知事の同意※ ↓ 指定</p> <p>※指定生活介護、指定就労継続支援、指定障害者支援施設の指定は、知事の同意が必要</p>		<p><指導監査及び実地指導></p> <p>計画的な指導監査及び実地指導の実施 (実地指導→指導結果通知→改善報告の提出)</p> <p>※要確認情報がある場合 ↓ 監査の実施及び行政上の措置 (立入検査→勧告→改善報告の提出)</p>		

<p>(キ) 条例制定時に 想定した効果</p>	<p>①迅速化 県北保健福祉事務所で書類審査、管理システム入力後に、県で最終審査、決裁処理を行っており、指定まで2か月程度要しているが、移行後は市で指定できるようになるため、進達等が省略され、指定までの期間が1週間程度短縮できる見込みである。 【申請フロー】 (移行前) 県北保健福祉事務所→県障がい福祉課 (移行後) 市障がい福祉課</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 指定障害福祉サービス等について、市の条例で人員、設備、運営の基準等を定める。また、実地指導を行い、実態の詳細な把握が可能になることから、ニーズを踏まえたきめ細かな指導につながる。</p> <p>③独自の取り組み 利用者に広く周知すべき運営規程に個人情報の取扱いに関する事項を盛り込むよう規定することにより、従業員及び利用者により一層の意識付けがなされ、適正な運営につなげることが可能となる。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度の 効果</p>	<p>①迅速化 これまで、県北保健福祉事務所で受付・書類確認をした後に県障がい福祉課で審査を行っていたが、受付から審査までを一元的に対応するようになったことで手続きがスムーズになり、申請者への説明、助言等の対応をきめ細かく行うことができた。 (移行前) 約60日→(移行後) 約53日</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 実地指導を行い、実態の詳細な把握が可能になることから、利用者のニーズを踏まえたよりきめ細かな指導につながった。また、電話等により市民から相談・苦情のあった内容等を施設実査に反映させることができた。 これまで、指定障害福祉サービス事業については、約10年に1回の頻度の実地指導だったが、本市は3年に1回の実地指導の周期とした。このことにより、法解釈の齟齬の改善が期待され、また、一層の牽制効果があるものと認識している。</p> <p>③独自の取り組み 市の条例で利用者に広く周知すべき施設の運営規程に、個人情報の取扱いに関する事項について規定したことにより、従業員及び利用者により一層の意識付けがなされ、適正な運営につながった。</p>
<p>(ケ) 市民・事業者 の声</p>	<p>事業者から「担当者の顔が見えるようになり、制度説明等の対応などを丁寧に行ってもらえている」との声が聞かれた。</p>
<p>(コ) 課題(現状) 及び 今後の取り組み</p>	<p>①法、制度の解釈等に関する技術的水準の向上が課題であり、対応ケースの積み上げと担当職員間での共有を図ること等で、対応力の向上を図る。</p> <p>②指導監査・実地指導については、地域福祉課(法人監査係)が組織・運営・会計面を、障がい福祉課が処遇・報酬面を分担して行っていたが、福祉監督業務の一元化と実効性、監査効果の向上を図るため、令和元年度から地域福祉課に福祉監査室を新設し対応することとした。</p>

⑧事務名 保護施設の設置認可、指導監査、指定医療・介護機関等の指定、指導

(ア)分野	民生	(イ)担当課	健康福祉部	生活福祉課
			健康福祉部	地域福祉課
(ウ)関係法令	生活保護法			
(エ)制定した条例	福島市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例		資料 P7	
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①保護施設の設置認可、指導監査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可 0 施設、指導監査 0 施設 <p>②生活保護受給者が利用できる指定医療・介護機関の指定、指導監査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関指定 72 件 ・指定介護機関指定 67 件 ・指定医療機関指導監査 2 件 ・指定介護機関指導監査 1 件 <p>③市の条例で設備及び運営に関する基準を定める。(上記条例)</p>			
(カ)事務フロー	<p><保護施設の設置認可></p> <p>申請受付 ↓ 保護施設に係る協議 ↓ 審査 ↓ 認可</p>		<p><指導監査の流れ></p> <p>運営指導・監査方針の策定 ↓ 実施計画の策定 ↓ 監査実施 ↓ 監査結果の通知及び報告 (指摘事項があれば改善計画と改善結果の報告を求める)</p>	
(キ)条例制定時に想定した効果	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応</p> <p>保護施設について、市の条例で設備、運営の基準を定める。</p> <p>また、指導監査を行い、実態の詳細な把握が可能になることから、ニーズを踏まえたよりきめ細かな指導につながる。</p>			

<p>(ク) 平成 30 年度 の効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応</p> <p>保護施設の設置認可申請は行われず、指導監査の実績もなかったが、次年度は隔年で2年に1回指導監査を行う予定である。</p> <p>今後、指導監査を行うことで、実態の詳細な把握が可能になることから、ニーズを踏まえたよりきめ細かな指導につながることを期待される。</p> <p>平成30年度は着実に指導監査を実施することを目標としていたが、来年度以降実情を踏まえた対応を行う。</p>
<p>(ケ) 課題(現状)及 び今後の取り組み</p>	<p>指定医療・介護機関の指定権者が福島県知事から福島市長に変更になったことがまだ周知しきれていないため、今後とも医療・介護機関等に対し、機会を活用して指定権者の変更について周知徹底を図る。</p>

⑨事務名 社会福祉審議会の設置

(ア)分野	民生	(イ)担当課	健康福祉部 地域福祉課											
(ウ)関係法令	社会福祉法													
(エ)制定した条例	福島市社会福祉審議会条例		資料	P5										
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①社会福祉審議会を設置し、社会福祉に関する事項の調査・審議を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>民生委員審査専門分科会</u> 1回 ・ <u>児童福祉専門分科会</u> 4回 ・ <u>地域福祉専門分科会</u> 1回 ・ <u>障がい者福祉専門分科会</u> 4回 <p>②市の条例で社会福祉審議会の組織及び運営について定める。</p>													
(カ)事務フロー	<div style="text-align: center;"> <p>市長の諮問 → 福島市社会福祉審議会</p> <p>福島市社会福祉審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●委員及び臨時職員 議会の議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験者のうちから中核市の長が任命。 ●委員長 委員の互選により一人。会務を総理する。 <p>【地域福祉課】</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">民生委員審査専門分科会 ※必置 民生委員の適否の可否 【地域福祉課】</td> <td style="width: 20%;">障がい者福祉専門分科会 ※必置 身体障がい者の福祉その他障がい者の福祉に関する事項の調査審議 【障がい福祉課】</td> <td style="width: 20%;">地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項の調査審議 【地域福祉課】</td> <td style="width: 20%;">高齢者福祉専門分科会 高齢者福祉に関する事項の調査審議 【長寿福祉課】</td> <td style="width: 20%;">児童福祉専門分科会 児童福祉に関する事項の調査審議 【こども政策課】 【幼稚園・保育課】</td> </tr> </table>									民生委員審査専門分科会 ※必置 民生委員の適否の可否 【地域福祉課】	障がい者福祉専門分科会 ※必置 身体障がい者の福祉その他障がい者の福祉に関する事項の調査審議 【障がい福祉課】	地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項の調査審議 【地域福祉課】	高齢者福祉専門分科会 高齢者福祉に関する事項の調査審議 【長寿福祉課】	児童福祉専門分科会 児童福祉に関する事項の調査審議 【こども政策課】 【幼稚園・保育課】
民生委員審査専門分科会 ※必置 民生委員の適否の可否 【地域福祉課】	障がい者福祉専門分科会 ※必置 身体障がい者の福祉その他障がい者の福祉に関する事項の調査審議 【障がい福祉課】	地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項の調査審議 【地域福祉課】	高齢者福祉専門分科会 高齢者福祉に関する事項の調査審議 【長寿福祉課】	児童福祉専門分科会 児童福祉に関する事項の調査審議 【こども政策課】 【幼稚園・保育課】										

<p>(キ) 条例制定時に 想定した効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応 市が委嘱する審議会委員による地域の実態に即した審議が可能となる。</p> <p>②独自の取り組み 社会福祉法では、民生委員審査専門分科会及び身体障がい者福祉専門分科会のほか必要な専門分科会を設置することができる」と規定している。また、条例の定めるところにより児童福祉に関する事項を調査審議させることができる」と規定している。</p> <p>本市では、独自に、地域福祉に関する事項を調査審議する地域福祉専門分科会と、高齢者福祉に関する事項を調査審議する高齢者福祉専門分科会を設置する。また、児童福祉に関する事項を調査審議する児童福祉専門分科会を設置する。</p> <p>本市の福祉について十分な調査審議が行われることにより、子どもから高齢者まで切れ目のない福祉施策の推進に寄与することができる。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度 の効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応 市で委嘱した委員による審議会設置のため、本市の実情に即した議論が行われることとなった。</p> <p>②独自の取り組み 法に定めのある専門分科会のほかに独自の専門分科会（地域福祉、高齢者福祉、児童福祉）を設置したことで、多分野において十分な調査審議が行われる機会を創設し、子どもから高齢者まで切れ目のない福祉施策の推進に寄与することが可能となった。</p>